

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	都野津地区山の内集落	令和3年3月24日	○年○月○日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和元年12月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=7)(以下、アンケートという。）」によれば、75歳以上が全体の40%に上る。

また、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上の農業者のうち後継者未定となっている耕作面積が多く、中心経営体の経営基盤の強化と新たな農地の受け手の確保は喫緊の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が、大規模な施設栽培を展開しており、将来的にも、規模拡大の意向を示している(ただし、規模拡大には、既存の出荷調整施設の増床、機械化等が必要)。また、集落内の農業者についても、同経営体への農地集約に理解を示しており、中心経営体、集落内の農業者、行政等が連携して集約化を推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、集落外から人材を確保することに関して約40%が「必要である」と回答している。当集落では、現在7戸が耕作しており、大半が自己所有農地を耕作しており、後継者がいる農家もある。一方で、当集落内の認定農業者の経営体では、若い人材を雇用するなど、人材確保が進めている。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「必要である」が43%、「必要ない」が43%となっている。なお、当集落は、昭和63年～平成5年にかけて、8.0haの圃場整備が実施されている。一部の圃場では、田の排水条件が悪く、農業機械の利用に支障が生じるなどその改善が必要となっている。また、近年、稲作において、水の確保に支障が生じている。これは、ため池の機能が喪失していることに加え、用水路の老朽化による漏水及び今般の異常気象がその要因と考えられ、安定した用水の確保対策が喫緊の課題である。加えて、遊休農地の解消、山の内幹線農道の除草作業の省力化等の当集落の生活環境の維持に直結する問題も抱えている。このため、当集落の農業者、行政が連携を取りながら、今後の当集落の農地保全、生活環境の改善に向けて、具体的な対策を検討していく。

■新規・特産化作物の取組方針

当集落では、石見地域でも屈指の有機野菜の施設栽培が展開されている。この経営体からは、今後も規模拡大の意向が示されており、周辺農家との連携により規模拡大を目指す。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

近年、イノシシ、ヌートリアの被害が深刻化しているが、農業者が個々で対策を講じている状況。この被害を助長しているのが、遊休農地の存在であり、この解消やその維持管理が課題となっている。また、山の内幹線農道の法面をイノシシが掘り返し、その管理や除草作業が集落内の農業者の大きな負担となっている。このため、遊休農地の解消や新たな防護柵整備に向けて、検討を進める。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「UIターン者や新規就農者等の担い手とを取り込み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が34%、「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」が22%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が11%で、67%が”担い手”への農地集約の意向を示している。当集落内には、規模拡大を志向する経営体(認定農業者)が存在し、今後、連携をとりながら、当集落の農業の発展を方法を検討していく。

■その他の取組方針

山の内幹線農道の除草作業の省力化に関して、行政・農業者が連携をとりながら、その対策を検討していく。農機具の更新が大きな負担となっており、行政に対しその助成等の支援を求めていく。圃場環境の改善(農道、水路の法面の舗装、地盤改良等)に向けて、補助事業の活用等を検討していく。所有者不明農地の存在や不在地主化により、農地が遊休化し周辺の環境に影響が生じていることから、その対策を検討していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		2.8 ha		3.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。